

令和8年4月1日

教職員の生徒指導に係る共通ルールについて

静岡県立下田高等学校南伊豆分校

1 生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNSの使用について

(1) 全般

ア 生徒との個人的な電話（携帯電話を含む）やメール・SNSのやりとりは厳禁とする。

(2) 平日における携帯電話での連絡について

ア 生徒へ連絡を行う場合は、生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。左記連絡先への連絡が取れない場合、学校の固定電話を使用して生徒の携帯電話に連絡をとる。

イ 生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の固定電話に連絡するよう指導する。

ウ 生徒から教職員に緊急の連絡を必要とする場合は学校の防災携帯電話に連絡をすること。

(3) 休日等に教職員と生徒との間で連絡を行う場合について

ア 教職員と生徒との間で連絡を行う必要がある場合は、Google Classroomを使用すること。教職員と生徒の間での携帯電話・メール・SNS等の私的ツールを利用したやりとりは、いかなる場合も一切行わない。

イ 生徒から教職員に緊急の連絡を必要とする場合は、学校の防災携帯電話に連絡をすること。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

ア 生徒との面談や相談等は、原則として電話（携帯電話を含む）やメール・SNS等、私的ツールを使用して行わない。

イ 原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。

ウ 実施する場合は、教職員個人で対応せず組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。

特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。

エ やむを得ず、1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。

3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則として、自家用車には生徒を乗車させない。ただし、生徒の安全・人命等に影響を及ぼす等緊急等の場合を除く。

4 教育活動における撮影機器の使用について

原則として、学校所有の撮影機器を使用し、個人所有の撮影機器は使用しない。

ただし、学校広報活動（Instagram、学校案内掲載写真撮影等）や教育活動（課題研究、体育の授業や部活動における動作確認等）等に支障が出る場合において、管理職の許可を得た場合は個人所有の撮影機器（スマートフォン、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ等）を使用することができる。

その場合は、腕章やネームプレート等で許可されたことを明示し、撮影した写真や動画は直ちに学校のサーバー等に保存し、必ず撮影者以外の教職員の確認のもと、個人所有の機器からデータを削除すること。

撮影データをクラウドサービス（Google ドライブ等）に保存する場合は、管理職が指定した共有ドライブに保存する等、静岡県教育情報セキュリティ対策基準を遵守する。なお、個人のクラウドサービスに保存しないこと。

使用機器に関わらず、児童生徒を撮影する場合は、児童生徒、保護者に対して撮影の意図を明確に示すこと。

5 教育活動における撮影機器の使用について

上記1～4の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

教職員と生徒間の携帯電話等の使用に関するルール

- 原則、教職員と生徒との間で携帯電話・メール・SNSを使用した連絡は行わない。(学校の固定電話に連絡すること。)

- 例外的に連絡が許されるのは、
 - ・ 緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に生徒の居場所等を特定する必要があるもの
 - ・ 教育活動（部活動・行事指導等）に係る連絡で、かつ関係生徒全員に関わるもの（連絡を部長等の役職にある特定の生徒に行う場合も含む）
 に限る。

	教育活動に係る内容	個人的な内容
1対1による 連絡や指導	×	×
関係生徒全員に 対する連絡や指導	○ (※)	×

安全・生命等に係る緊急連絡は ○
防災用携帯電話へ連絡

※ 教育活動に係る連絡を、グループ全員に伝達する目的で部長等の役職のある特定の生徒に行う場合も含む。

なお、この場合は副顧問等にも同時に連絡内容を伝えるなど、他の教職員と情報を共有する体制を整備すること。